

日田市企業版ふるさと納税感謝状贈呈基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市への企業版ふるさと納税による寄附を行った企業に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状の贈呈)

第2条 感謝状の贈呈は、企業版ふるさと納税を500万円以上寄附した者に対して行う。

(贈呈者の決定)

第3条 市長は、前条の規定に基づき、感謝状の被贈呈者を決定するものとする。

(贈呈の方法)

第4条 感謝状の贈呈は、市長が行う。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年7月1日から施行する。